

旧	新
<p>ほくせんローンカードOUEN会員規約</p> <p>第2条(カードの貸与・有効期限)</p> <p>1 当社は希望する会員1名につき、カード1枚を発行し貸与します。会員はカードを貸与されたとき、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員はカード発行後も、当社が取引時確認手続を求めた場合には、これに従うものとします。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>2 カードは、会員本人以外は使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード(カード表面に記載された会員番号等の情報を含む)を使用し、管理するものとします。</p> <p>4 カードの使用、管理に際して、会員が本条2項、3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、会員はそのカードの利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第3条(カードの利用可能枠)</p> <p>2 会員は、利用残高が利用可能枠を超えない限り、繰り返し融資を受けることができるものとします。</p> <p>4 会員は、以下のいずれかに該当したときは、当社が特段の通知を要せず、カードの利用可能枠の減額(0円とすることを含む)又はカードの利用を停止することに異議ないものとします。</p> <p>(1)貸金業法、日本貸金業協会で定める自主規制規則に基づく収入を証明する書面、その他の必要な書類が提出されない場合。</p>	<p>ほくせんローンカードOUEN会員規約</p> <p>第2条(カードの貸与・有効期限)</p> <p>1 当社は会員1名につき、カード1枚を発行し貸与します。会員はカードを貸与されたとき、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員はカード発行後も、当社が取引時確認手続を求めた場合には、これに従うものとします。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>2 カードは、会員本人以外は使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。</p> <p>4 カードの使用、管理に際して、会員が本条2項、3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、会員は全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第3条(利用可能枠)</p> <p>2 会員は、利用残高が利用可能枠を超えない限り、繰り返し借入することができるものとします。</p> <p>4 会員は、以下のいずれかに該当したときは、当社が特段の通知を要せず、カードの利用可能枠の減額(0円とすることを含む)又はカードの利用を停止することに異議ないものとします。</p> <p>(1)本規約に違反した場合、又は債務不履行があった場合。</p>

旧	新
<p>(2)会員のキャッシングサービスに係る利用可能枠と当社との他の契約に基づく借入残高(当該契約が極度方式基本契約の場合には利用可能枠)及び他の貸金業者からの借入残高が、給与及びこれらに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合。</p> <p>(3)その他当社が必要と認める場合。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>第5条(借入及び融資方法)</p> <p>1 会員は、当社の定める利用可能枠の範囲内で、以下の(1)～(3)の方法により当社から融資を受けることができます。</p> <p>(1)当社が指定した現金自動預払機及び現金自動貸付機(以下これらを総称して「ATM等」という)でカードを使用することにより融資を受ける方法。</p> <p>(2)当社にお支払口座を登録している場合は、電磁的方法により所定の手続を行ったうえで、お支払口座への振込みにより融資を受ける方法。ただし、この場合の利用日は振込手続を行った日とします。</p> <p>2 融資の利用は、1万円単位とします。ただし、当社「Web サービス」に登録いただき、「Webキャッシング」を利用する場合に限り、1万円以上の利用については、千円単位で利用することができます。</p> <p>3 会員は融資利用代金を事業資金に供することはできません。</p> <p>第6条(返済日・返済方法・返済方式)</p>	<p>(2)貸金業法その他の法令等に基づき必要とされる場合。</p> <p>(3)お客様のお取引状況に関する当社の審査により当社が相当と認めた場合。</p> <p>(4)その他当社が必要と認める場合。</p> <p>5 前項によりカードの利用可能枠を減額(0円とすることを含む)又はカードの利用を停止した後、その事由が解消されたことが認められた場合は、当社の判断により特段の通知を要せずに、減額前の利用可能枠まで増額、又は利用停止を解除することができるものとします。</p> <p>第5条(借入方法)</p> <p>1 会員は、当社の定める利用可能枠の範囲内で、以下の(1)～(3)の方法により当社から借入することができます。</p> <p>(1)当社が指定した現金自動預払機及び現金自動貸付機(以下これらを総称して「ATM等」という)でカードを使用する方法。</p> <p>(2)当社に支払口座を登録している場合は、電磁的方法により所定の手続を行ったうえで、当社が支払口座へ振込する方法。なお、この場合の利用日は振込手続を行った日とします。</p> <p>2 借入の利用は1万円単位とします。ただし、当社「Web サービス」に登録いただき、「Webキャッシング」を利用する場合に限り、1万円以上の利用については、千円単位で利用することができます。</p> <p>3 会員は借入金事業資金に供することはできません。</p> <p>第6条(支払日・支払方法・返済方式)</p>

旧	新
<p>1 会員は、融資利用代金を毎月末日に締切り、翌月以降毎月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に、会員があらかじめ指定した支払口座から口座振替又は自動振込みにより支払うものとします。ただし、当社が認めた場合は、その他の支払方法、その他の支払日にすることができるものとします。</p> <p>2 会員は、本条1項による支払いが連続して一年以上ない状態でカードを利用した場合は、本条1項による支払いができない場合があること、その場合は再度預金口座振替依頼書又は自動払込利用申込書を当社に提出することをあらかじめ承諾します。</p> <p>3 当社は本条1項に規定する支払日に会員の利用代金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び利用残高が記載された書面(以下、「ご利用代金明細書」という)を、電磁的方法又は会員の届出住所宛に送付する等の方法により通知するものとします。</p> <p>4 残高不足等により支払日に口座振替又は自動振込みができなかった場合、当社は、当月の支払債務の全部又は一部につき、支払日当日又はそれ以降に再度口座振替又は自動振込みによる引き落としをすることができるものとします。</p> <p>5 返済方式は、①元利均等残高スライドリボルビング方式 ②定額リボルビング方式とし、元利均等残高スライドリボルビング方式又は定額リボルビング方式のどちらかを、会員は入会申込時に選択するものとします。</p> <p>6 ①元利均等残高スライドリボルビング方式での利用による毎月の返済額は、当社請求金額確定時の利用残高と前月新規利用代金の合計額を基準とし、下表に定める返済額を当社より当社所定の方法により請求します。ただし、請求確定時までに会員の入金がない場合は、前月までの利用残高に対して、当社より当社所定の方法により請求します。</p>	<p>1 毎月末日を利用の締日とし、翌月以降毎月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に、会員があらかじめ指定した支払口座から口座振替又は自動振込み(以下「口座振替」という)により支払うものとします。ただし、当社が認めた場合は、その他の支払方法、その他の支払日にすることができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 当社は本条1項に規定する支払日に約定返済額を請求するときは、あらかじめ利用明細及び利用残高が記載された書面(以下、「利用明細書」という)を、電磁的方法又は会員の届出住所宛に送付する等の方法により通知するものとします。</p> <p>3 残高不足等により支払日に口座振替ができなかった場合、当社は、当月の支払債務の全部又は一部につき、支払日当日又はそれ以降に再度口座振替による引き落としをすることができるものとします。</p> <p>4 返済方式は、①元利均等残高スライドリボルビング方式 ②定額リボルビング方式とし、会員は入会申込時にいずれかを選択するものとします。</p> <p>①元利均等残高スライドリボルビング方式での利用による毎月の返済額は、当社請求金額確定時の利用残高と前月の新規利用額の合計額を基準とし、下表に定める返済額を当社より当社所定の方法により請求します。ただし、請求確定時までに会員の入金がない場合は、前月までの利用残高に対して、当社より当社所定の方法により請求します。</p>

旧	新																																												
<p>7 ②定額リボルビング方式の場合は、会員が入会申込時に選択したコース返済額が、利用残高に係らず毎月の約定返済額となります。返済コースは下表から選択できますが、会員の利用可能枠によっては設定できないコースがあることに、会員は承諾するものとします。</p> <p>②定額リボルビング方式(月々の返済コース)</p> <table border="1" data-bbox="185 483 784 1029"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>利用可能枠上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円コース</td> <td>利用可能枠が10万円まで</td> </tr> <tr> <td>1万円コース</td> <td>利用可能枠が20万円まで</td> </tr> <tr> <td>2万円コース</td> <td>利用可能枠が50万円まで</td> </tr> <tr> <td>3万円コース</td> <td>利用可能枠が100万円まで</td> </tr> <tr> <td>4万円コース</td> <td>利用可能枠が200万円まで</td> </tr> <tr> <td>5万円コース</td> <td>利用可能枠上限なし</td> </tr> <tr> <td>6万円コース</td> <td>利用可能枠上限なし</td> </tr> <tr> <td>7万円コース</td> <td>利用可能枠上限なし</td> </tr> <tr> <td>8万円コース</td> <td>利用可能枠上限なし</td> </tr> <tr> <td>9万円コース</td> <td>利用可能枠上限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 利用代金残高と利息の合計が会員の指定した返済方式およびコースの返済額に満たない場合は、利用代金残高に利息を加えた金額が約定返済額となります。</p> <p>9 会員の申し出により、当社が承認した場合は、他に指定する当社の返済方式に変更することができるものとします。その際、返済方式の変更前に利用した融資残高についても、変更後の返済方式によりお支払いいただきます。</p>	コース	利用可能枠上限	5千円コース	利用可能枠が10万円まで	1万円コース	利用可能枠が20万円まで	2万円コース	利用可能枠が50万円まで	3万円コース	利用可能枠が100万円まで	4万円コース	利用可能枠が200万円まで	5万円コース	利用可能枠上限なし	6万円コース	利用可能枠上限なし	7万円コース	利用可能枠上限なし	8万円コース	利用可能枠上限なし	9万円コース	利用可能枠上限なし	<p>②定額リボルビング方式の場合は、会員が入会申込時に選択したコース返済額が、利用残高に係らず毎月の約定返済額となります。返済コースは下表から選択できますが、会員の利用可能枠によっては設定できないコースがあることに、会員は承諾するものとします。</p> <p>②定額リボルビング方式(月々の返済コース)</p> <table border="1" data-bbox="1162 483 1760 1029"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>利用可能枠上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円コース</td> <td>利用可能枠が10万円まで</td> </tr> <tr> <td>1万円コース</td> <td>利用可能枠が20万円まで</td> </tr> <tr> <td>2万円コース</td> <td>利用可能枠が50万円まで</td> </tr> <tr> <td>3万円コース</td> <td>利用可能枠が100万円まで</td> </tr> <tr> <td>4万円コース</td> <td>利用可能枠が200万円まで</td> </tr> <tr> <td>5万円コース</td> <td>利用可能枠が500万円まで</td> </tr> <tr> <td>6万円コース</td> <td>利用可能枠が500万円まで</td> </tr> <tr> <td>7万円コース</td> <td>利用可能枠が500万円まで</td> </tr> <tr> <td>8万円コース</td> <td>利用可能枠が500万円まで</td> </tr> <tr> <td>9万円コース</td> <td>利用可能枠が500万円まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 利用残高と利息の合計が会員の指定した返済方式及びコースの返済額に満たない場合は、利用残高に利息を加えた金額が約定返済額となります。</p> <p>6 会員の申し出により、当社が承認した場合は、他に指定する当社の返済方式に変更することができるものとします。その際、返済方式の変更前に利用した借入残高についても、変更後の返済方式によりお支払いいただきます。</p>	コース	利用可能枠上限	5千円コース	利用可能枠が10万円まで	1万円コース	利用可能枠が20万円まで	2万円コース	利用可能枠が50万円まで	3万円コース	利用可能枠が100万円まで	4万円コース	利用可能枠が200万円まで	5万円コース	利用可能枠が500万円まで	6万円コース	利用可能枠が500万円まで	7万円コース	利用可能枠が500万円まで	8万円コース	利用可能枠が500万円まで	9万円コース	利用可能枠が500万円まで
コース	利用可能枠上限																																												
5千円コース	利用可能枠が10万円まで																																												
1万円コース	利用可能枠が20万円まで																																												
2万円コース	利用可能枠が50万円まで																																												
3万円コース	利用可能枠が100万円まで																																												
4万円コース	利用可能枠が200万円まで																																												
5万円コース	利用可能枠上限なし																																												
6万円コース	利用可能枠上限なし																																												
7万円コース	利用可能枠上限なし																																												
8万円コース	利用可能枠上限なし																																												
9万円コース	利用可能枠上限なし																																												
コース	利用可能枠上限																																												
5千円コース	利用可能枠が10万円まで																																												
1万円コース	利用可能枠が20万円まで																																												
2万円コース	利用可能枠が50万円まで																																												
3万円コース	利用可能枠が100万円まで																																												
4万円コース	利用可能枠が200万円まで																																												
5万円コース	利用可能枠が500万円まで																																												
6万円コース	利用可能枠が500万円まで																																												
7万円コース	利用可能枠が500万円まで																																												
8万円コース	利用可能枠が500万円まで																																												
9万円コース	利用可能枠が500万円まで																																												

旧	新
<p>10 各回の約定返済月よりも前に支払った場合、任意の増額支払いとし、会員は、その後に来る約定返済額の免責を主張できません。従って、任意の増額支払後も定められた約定返済額に従って返済するものとします。</p>	<p>7 各回の約定返済月よりも前に支払った場合、任意の増額支払いとし、会員は、その後に来る約定返済額の免責を主張できません。従って、任意の増額支払後も定められた約定返済額に従って返済するものとします。</p>
<p>11 融資利率は実質年率3.80%～17.80%とし、会員の適用利率はカード送付時の書面にて会員に通知するものとします。ただし、金融情勢の変動により利率を改定することがありますが、この場合は第24条の規定に係らず当社が利率変更の通知をした後は、改定日前に利用した融資残高についても改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。</p>	<p>8 借入利率は実質年率3.80%～17.80%とし、会員の適用利率はカード送付時の書面にて会員に通知するものとします。ただし、金融情勢の変動により利率を改定することがありますが、この場合は第24条の規定に係らず当社が利率変更の通知をした後は、改定日前に利用した借入残高についても改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。</p>
<p>12 利息は1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算とし、支払期日に経過利息を後払いするものとします。なお、初回分は利用日翌日から支払日までの期間の日割計算とし、第2回目以降は前回支払日翌日から今回支払日までの期間の日割計算とします。</p>	<p>9 利息は1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算とし、支払期日に経過利息を後払いするものとします。なお、初回分は利用日翌日から支払日までの期間の日割計算とし、第2回目以降は前回支払日翌日から今回支払日までの期間の日割計算とします。</p>
<p>利息計算方法 $\text{利息} = \text{利用残高} \times \text{適用利率(実質年率)} \div 365 \text{日} \times \text{経過日数}$ 利息計算方法(うるう年) $\text{利息} = \text{利用残高} \times \text{適用利率(実質年率)} \div 366 \text{日} \times \text{経過日数}$</p>	<p>利息計算方法 $\text{利息} = \text{利用残高} \times \text{適用利率(実質年率)} \div 365 \text{日} \times \text{経過日数}$ 利息計算方法(うるう年) $\text{利息} = \text{利用残高} \times \text{適用利率(実質年率)} \div 366 \text{日} \times \text{経過日数}$</p>
<p>13 融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はございません。</p>	<p>10 借入利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はございません。</p>
<p>第8条(遅延損害金) 会員がキャッシングサービスの利用による支払いを遅滞したときは、遅滞した元本に対して返済期日の翌日から返済日に至るまで、また、期限の利益喪失の場合には、未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、年率20.00%を乗じ日割計算(1年を365日とし、うるう年は1年を366日とする。)により算出した遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第8条(遅延損害金) 会員が支払いを遅滞したときは、遅滞した元本に対して返済期日の翌日から返済日に至るまで、また、期限の利益喪失の場合には、未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、年率20.00%を乗じ日割計算(1年を365日とし、うるう年は1年を366日とする。)により算出した遅延損害金を支払うものとします。</p>

旧	新
<p>第10条(届出事項の変更)</p> <p>1 会員は、当社に届け出た住所、氏名、自宅電話番号、勤務先、学籍、支払口座等について変更があった場合、又は会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ、速やかに所定の届出書又は電話及び電磁的方法等により当社に届け出るものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>第11条(ご利用、ご返済に係る書面)</p> <p>1 会員は、当社が貸金業法第17条1項、及び貸金業法第18条1項に規定する書面に代えて、一定期間における融資、返済及びその他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、及び融資の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 会員が希望する場合、本条1項に定める融資、返済及びその他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。会員が電磁的方法により交付する書面を希望した場合は、本条1項に定める融資、返済及びその他の取引状況を記載した書面の送付は停止されることを承諾し、会員の責任において当社が提供する一定期間における融資、返済及びその他の取引状況を記載した電磁的方法により交付した書面を閲覧・印刷にて毎月確認することとします。なお、会員はいつでも交付方法を変更できるものとし、会員が当該変更をするときは、当社所定の方法によるものとします。また、当社が電磁的方法による書面の交付を不適当と判断した場合、会員は郵送その他当社所定の交付方法に変更されても異議ないものとします。</p> <p>第12条(当社の債権譲渡の承諾)</p>	<p>第10条(届出事項の変更)</p> <p>1 会員は、当社に届け出た住所、氏名、自宅電話番号、勤務先、支払口座等について変更があった場合、又は会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ、速やかに所定の届出書又は電話及び電磁的方法等により当社に届け出るものとします。</p> <p>4 会員は、現在又は過去に外国の重要な公的地位にある者等犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項に定める者(外国 PEPs等)に該当する場合は、速やかに当社に書面等で届け出るものとします。</p> <p>第11条(利用、返済に係る書面)</p> <p>1 会員は、当社が貸金業法第17条1項、及び貸金業法第18条1項に規定する書面に代えて、一定期間における借入、返済及びその他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、及び借入の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 会員が希望する場合、本条1項に定める借入、返済及びその他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。会員が電磁的方法により交付する書面を希望した場合は、本条1項に定める借入、返済及びその他の取引状況を記載した書面の送付は停止されることを承諾し、会員の責任において当社が提供する一定期間における借入、返済及びその他の取引状況を記載した電磁的方法により交付した書面を閲覧・印刷にて毎月確認することとします。なお、会員はいつでも交付方法を変更できるものとし、会員が当該変更をするときは、当社所定の方法によるものとします。また、当社が電磁的方法による書面の交付を不適当と判断した場合、会員は郵送その他当社所定の交付方法に変更されても異議ないものとします。</p> <p>第12条(当社の債権譲渡の承諾)</p>

旧	新
<p>会員は、当社が本規約に基づく債権及び権利を、当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という)に譲渡若しくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについてあらかじめ承諾します。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第14条(紛失・盗難)</p> <p>1 カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第16条(利用の一時停止)</p> <p>1 当社は、カードの利用状況が不適当又は不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、会員に通知することなくカードの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>(追加)</p>	<p>会員は、当社が本規約に基づく債権及び権利を、当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という)に譲渡若しくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについてあらかじめ承諾します。</p> <p>第13条の2(取引内容の確認)</p> <p>1 当社が会員の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。</p> <p>2 日本国籍を保有せず本邦に居住する会員は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を確認するために、当社の求めに応じ在留資格に関する証明書を当社所定の方法により提出するものとします。</p> <p>3 会員が前2項の定めに従わない場合、当社は会員に通知することなくカードの利用を一時的に制限し、又は会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。</p> <p>第14条(紛失・盗難)</p> <p>1 カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第16条(利用の一時停止)</p> <p>1 当社は、カードの利用状況が不適当又は不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の支払状況等の事情によっては、会員に通知することなくカードの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>第17条の2(マネー・ローンダリング等の禁止)</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>第18条(期限の利益喪失)</p> <p>1 会員は、以下のいずれかに該当したときは、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(7)会員が入会申込書又は借入申込書に事実と相違する事項を記載して融資を受けたことが判明したとき。</p> <p>第19条(退会及び会員資格の喪失等)</p> <p>4 当社は、会員が以下のいずれかに該当したとき、その他当社において会員として不適格と認められたときは、通知・催告等をせずに会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。その場合カードは、本条1項に準じて処理するものとします。</p> <p>(3)カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(10)その他当社が不適格と認められたとき。</p> <p>(11)会員が、当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて本項(1)～(10)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>第21条(その他承認事項)</p> <p>1 会員は、資格を取り消された場合、あるいは当社の責めに帰すべからざる事由により融資が受けられなかった場合や融資が遅延した場合、又は都合により本規約に定める融資制度が中止された場合、当社に対し、損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">新</p> <p>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等をする事、又は経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為を遂行する目的で、又はこれらの行為を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</p> <p>第18条(期限の利益喪失)</p> <p>1 会員は、以下のいずれかに該当したときは、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(7)会員が入会申込書又は借入申込書に事実と相違する事項を記載して借入したことが判明したとき。</p> <p>第19条(退会及び会員資格の喪失等)</p> <p>4 当社は、会員が以下のいずれかに該当したとき、その他当社において会員として不適格と認められたときは、通知・催告等をせずに会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。その場合カードは、本条1項に準じて処理するものとします。</p> <p>(3)当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p>(10)会員に対する当社の本規約に基づく残高が0円の状態が1年以上続いたとき。</p> <p>(11)その他当社が不適格と認められたとき。</p> <p>(12)会員が、当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて本項(1)～(11)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>第21条(その他承認事項)</p> <p>1 会員は、資格を取り消された場合、あるいは当社の責めに帰すべからざる事由により借入できなかった場合や借入が遅延した場合、又は都合により本規約に定める借入が中止された場合、当社に対し、損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾するものとします。</p>

旧	新
<p>2 会員が約定返済日までに口座振替又は自動振込み以外の方法で当月約定金の返済をした場合でも、当社の事務の都合上、約定返済日に口座振替又は自動振込みがなされることがあり、この場合口座振替又は自動振込みされた金員は、第6条10項の任意の増額支払いとするものとします。</p> <p>3 会員は当社の承諾なく、当社に対して有するいかなる債権・債務においても、第三者に譲り渡すことはできないものとします。</p> <p style="text-align: right;">2022年09月01日改定</p>	<p>2 会員が約定返済日までに口座振替以外の方法で当月約定金の返済をした場合でも、当社の事務の都合上、約定返済日に口座振替がなされることがあり、この場合口座振替された金員は、第6条7項の任意の増額支払いとするものとします。</p> <p>3 会員は当社の承諾なく、当社に対して有するいかなる債権・債務においても、第三者に譲り渡すことはできないものとします。</p> <p style="text-align: right;">2024年06月01日改定</p>

旧	新
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>第3条(利用の中止の申し出)</p> <p>会員等は、第1条4項(1)～(3)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、クレジットカード送付時、ご利用代金明細書(電磁的記録の送信を含む)並びに本契約の業務上必要な書類に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。</p> <p>第5条(開示費用の負担)</p> <p>1 会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示、利用目的の通知について申請した場合、1回の申請につき開示費用としてカード1枚あたり1,100円(税込)を負担するものとします。</p> <p>第7条(停止、消去、第三者提供の停止)</p> <p>会員本人から保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められ、その求めに正当な理由があると判明した場合は、これに遅滞なく応じるものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、当社が本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合。</p> <p>(2)法令等に基づく保存義務に対応する場合。</p> <p>(3)当社の正当な事業活動において保有個人データの保存を必要とする場合。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: right;">2022年12月01日改定</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>第3条(利用の中止の申し出)</p> <p>会員等は、第1条4項(1)～(3)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カード送付時、利用明細書(電磁的記録の送信を含む)並びに本契約の業務上必要な書類に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。</p> <p>第5条(開示費用の負担)</p> <p>1 会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示、利用目的の通知について申請した場合、1回の申請につき開示費用として1,100円(税込)を負担するものとします。</p> <p>第7条(停止、消去、第三者提供の停止)</p> <p>会員本人から保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められ、その求めに正当な理由があると判明した場合は、これに遅滞なく応じるものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、当社が本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合。</p> <p>(2)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。</p> <p>(3)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(4)法令に違反する場合。</p> <p style="text-align: right;">2024年06月01日改定</p>